

## 監察官の事故調査に関する訓令

陸上自衛隊訓令第6号

監察等の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和38年2月22日

防衛庁長官 志賀健次郎

## 監察官の事故調査に関する訓令

改正昭和38年7月19日隊訓第16号

平成11年3月19日庁訓第8号

平成19年1月5日庁訓第1号

平成19年3月27日省訓第10号

平成21年8月28日隊訓第25号

平成27年10月1日省訓第47号

平成30年3月26日省訓第15号

(この訓令の目的)

**第1条** この訓令は、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）及び艦船等事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）に定めるところによるものを除くほか、陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の監察官（以下「監察官」という。）に行わせる事故の調査（以下「事故調査」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事故調査の実施)

**第2条** 陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、師団長又は旅団長（以下「陸上幕僚長等」という。）は、陸上自衛隊に重大な影響があると判断され、又は指揮系統を異にする2以上の部隊等に関連する事故について、監察官の調査が必要であると認めた場合には、監察官に命じて当該事故の調査を行わせるものとする。

2 監察官は、事故調査に当たっては、客観的に真相を把握し、その直接原因のみならず当該事故に関連する事実についても調査し、総合的に原因の究明を図るよう努めなければならない。

3 陸上幕僚長等は、監察官の調査のため必要があると認められる場合においては、当該調査の支援のため必要な処置を講ずるものとする。

(事故調査の実施に対する協力)

**第3条** 監察官は、事故調査を受ける部隊等（以下「被事故調査部隊等」という。）その他の関係部隊等の長に対し、事故調査の実施に必要な説明、書類の提出その他所要の協力を求めることができる。ただし、被事故調査部隊等以

外の関係部隊等の協力を求める場合においては、陸上幕僚長又は当該部隊等を指揮監督する陸上総隊司令官、方面総監、師団長若しくは旅団長の承認を得るものとする。

(事故調査の範囲等)

**第4条** 陸上幕僚監部の監察官の事故調査対象範囲は、すべての部隊等とする。

2 陸上総隊司令部の監察官の事故調査対象範囲は、陸上総隊司令部に隷属する部隊とする。

3 方面総監部の監察官の事故調査対象範囲は、方面総監に隷属する部隊等とする。

4 師団司令部の監察官の事故調査対象範囲は、師団長に隷属する部隊とする。

5 旅団司令部の監察官の事故調査対象範囲は、旅団長に隷属する部隊とする。

6 陸上幕僚監部の監察官が防衛大臣直轄部隊等、方面総監部及び中央即応集団司令部以外の部隊等を、方面総監部の監察官が方面直轄部隊等、師団司令部及び旅団司令部以外の部隊を事故調査するに当たっては、陸上幕僚長又は方面総監の特別の指示を要するものとする。

(事故調査の報告)

**第5条** 事故調査を行った監察官は、その結果に関し事故調査報告書を作成し、陸上幕僚長等に報告しなければならない。

2 前項において報告を受けた陸上幕僚長等（陸上幕僚長を除く。）は、事故調査の結果を陸上幕僚長に報告しなければならない。

3 陸上幕僚長は、必要の都度、事故調査の結果を防衛大臣に報告するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

2 中央監察隊等の監察実施に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第4号）は、廃止する。

附 則（昭和38年7月19日陸上自衛隊訓令第16号）

この訓令は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則（平成11年3月19日防衛庁訓令第8号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成21年8月28日陸上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月 1 日防衛省訓令第47号）  
この訓令は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日防衛省訓令第15号）  
この訓令は、平成30年 3 月27日から施行する。